

大井川漁業協同組合内共第16号第五種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、大井川漁業協同組合（以下「組合」という。）の有する内共第16号第五種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（あゆ、うなぎ、かに及びはやをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、口頭による。

3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、手釣、竿釣による遊漁の場合には第10条に規定する場合を除き、その他の場合には当該遊漁の承認により当該水産動物の繁殖保護、組合員若しくは他の遊漁者（第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第10条に規定する場合を除き、第1項の承認を行うものとする。

4 遊漁者は、直ちに、第6条第1項に規定する遊漁料を同条第2項に規定する方法により組合に納付しなければならない。

(遊漁期間)

第3条 次の表の左欄に掲げる水産動物を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内で行わなければならない。

魚種	期間
あ ゆ	6月1日から12月31日までの期間内で組合が定めて公表する期間
うなぎ	4月1日から10月31日まで
かに	8月1日から11月30日まで
はや	1月1日から12月31日まで

2 前項の公表は組合及び組合が委託する遊漁券販売所に掲示する。

(禁止区域)

第4条 前条の規定による期間内であっても、次の表の左欄に掲げる区域内においては、それぞれ右欄の期間中は、遊漁をしてはならない。

区 域	期 間	備 考
萩市大井樋の本1268番地の1の堤防に設置した標柱と対岸を結んだ線から同市大井林光免1458番地の堤防に設置した標柱と対岸を結んだ線まで	9月1日から 10月31日まで	あゆ産卵場のため
萩市大字紫福字小西見山の口井堰から大井川本流と山の口川の合流点の下流端と対岸を結んだ線まで	5月1日から 8月31日まで	はや産卵場のため
萩市大字紫福山の口ダム堰堤より上流のダム湖	1月1日から 12月31日まで	

(全長等の制限)

第5条 次の表の左欄に掲げる水産動物は、それぞれ右欄に規定する大きさのものはこれを採捕してはならない。

名 称	大 き さ
あ ゆ	全長 10 cm以下
うなぎ	全長 20 cm以下
か に	甲幅 5 cm以下

(遊漁料の額及び納付方法)

第6条 遊漁者が遊漁を行うときは、ア欄に掲げる水産動物ごとに、イ欄に掲げる漁具・漁法別に、ウ欄及びエ欄に掲げる区分により、オ欄に掲げる金額を組合に納付するものとする。ただし、遊漁者が小学生以下の場合は無料とし、肢体不自由者及び中学生の場合は、オ欄に掲げる額の1/2に相当する額とし、次項ただし書きに規定する方法により納付するときは、1,000円を加算した額とする。

ア 魚 種	イ 漁 具、漁 法	ウ 遊漁者の区分	エ 期 間	オ 遊漁料	備 考
あ ゆ	竿釣	大 人	1 日	1, 500 円	あゆの遊漁料を納付したものは雑魚(うなぎ、かに、はや)も遊漁できる。ただし、筒または籠を使用する場合においては、使用する筒または籠1個当り1,000円を別途納付すること。
			1 年	6, 000 円	
雜 魚		大 人	1 日	1, 000 円	うなぎの筒は1人3個以内。かにの籠は1人3個以内。
			1 年	4, 000 円	
うなぎ	竿釣、手釣、筒		筒 1 個	1, 000 円	
か に	籠		籠 1 個	1, 000 円	
は や	竿釣				

2 遊漁料は、次に掲げる場所において納付しなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

- (1) 大井川漁業協同組合長宅 (萩市大字福井下466番地)
- (2) 萩ペレケ釣具店 (萩市大井後地)

(遊漁承認証に関する事項)

第7条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証を遊漁者に交付するものとする。

- (1) 承認を受けた者の氏名、住所
- (2) 承認期間
- (3) 魚種
- (4) 遊漁料の額
- (5) 注意事項
- (6) 発行者名

2 遊漁承認証の交付は、第6条第2項に規定する場所又は漁場監視員において行うものとする。

3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際して守るべき事項)

第8条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

4 遊漁者は、次に掲げる区域内において、川底をかくはんしてはならない。

　　萩市大井 市橋上流端から下流100mに至る区域

5 遊漁者は、組合が漁業法（昭和24年法律第267号）に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

(漁場監視員)

第9条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

- (1) 氏名
- (2) 有効期間
- (3) 注意事項
- (4) その他必要な事項（組合の実情に応じて記載すること。）
- (5) 発行者名

(違反者に対する措置)

第10条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは行わないものとする。